

養豚問題懇談会報告書

平成 1 2 年 3 月
養豚問題懇談会

養豚問題懇談会報告書目次

第 1	はじめに	1
第 2	豚肉の需給動向	1
1	需給の推移	1
2	今後の消費動向と生産の展開方向	2
3	新規需要の拡大	2
4	国産豚肉の消費拡大	3
第 3	消費者ニーズ等に対応した生産・流通の展開	4
1	流通の合理化	4
2	生産から流通・販売まで一貫した衛生対策の実施	5
3	消費者ニーズ等に即した品質・規格での生産	5
第 4	国際化に対応し得る生産性の向上	7
1	改良の推進	8
2	飼養管理技術の高度化	9
3	生産コストの低減	10
第 5	自然循環機能の維持増進	12
1	未利用資源の有効利用	13
2	排せつ物の適切な処理・利用	14
第 6	生産基盤の強化	15
1	後継者や新規就業者の育成・確保	15
2	規模拡大の推進	16
3	経営の安定	17
第 7	おわりに	17

(参考 1) 食料・農業・農村基本計画の概要	19
(参考 2) 養豚経営の基本的指標	20
(参考 3) 養豚振興協議会（仮称）のイメージ	22
(参考 4) 各種情報の総合的活用体制の構築のイメージ	23
(参考 5) 養豚問題懇談会の検討経過	24
(参考 6) 委員名簿	25

第1 はじめに

我が国において、豚肉は食肉の中で最も消費量が多く、重要な蛋白質供給源として、多様化する国民食生活の中で欠くことのできないものとなっている。また、消費者は安全・安心な豚肉を求める傾向にあり、いわゆる「生産現場が見える国産豚肉」に対するニーズも大きい。養豚産業はこうした豚肉を供給する産業として発展する一方で、飼料生産、流通・加工、販売業者等も含め多くの他産業と密接に関連し、産業としての裾野も広く重要な位置付けにある。さらに、養豚は堆肥の生産供給等循環型農業の一翼も担っており、農業全体の中でも大きな役割を果たしていることから、今後とも耕種部門等地域との連携を強化しつつ、肉豚生産の振興を図る必要がある。

しかしながら、近年、我が国養豚は、高齢化・後継者不足により養豚農家戸数が大幅に減少し、地域内で孤立化しているとともに、中小規模層の大幅な減少と大規模層の増加というように生産構造が変化している。また、畜産環境問題の顕在化、ウルグアイ・ラウンド合意による新しい体制への移行等国際化の進展や口蹄疫発生に伴う台湾産豚肉の輸入の禁止による輸入環境の変化等、養豚を取り巻く情勢は大きく変化している。

このような中で、消費者ニーズにあった安全で高品質な国産豚肉を安定的に供給するとともに、未利用資源の食料への転換、排せつ物の農地還元等自然循環機能の維持増進を図るため、平成11年7月に公布された「食料・農業・農村基本法」をはじめとする新しい枠組みの策定や次期WTO交渉の動向等も視野に入れた新たな展開が求められている。

このため、21世紀という新しい時代の養豚産業のあり方について検討することとし、生産、流通・加工、販売、消費等各分野の専門家の参加により、平成11年9月から6回にわたり「養豚問題懇談会」を開催し、今後の対応方向や諸条件の改善方策等について意見交換を行ってきたところである。

本報告書は、今後の我が国養豚のあるべき姿について、本懇談会で検討された内容を取りまとめたものである。

第2 豚肉の需給動向

1 需給の推移

豚肉は多様化する国民食生活に密着する中で、動物性蛋白質の供給量のうちの約1割を占め、重要な蛋白質供給源になっている。

豚肉の需要量は平成元年以降年間210万トン（枝肉ベース）前後で推移し、1人当たり消費量も10.2kg（牛肉は7.2kg、鶏肉は10.1kg）とほぼ横這いとなっている。

国内生産は、平成元年度をピークに、2年度以降は概ね減少傾向で推移している。輸入は、国内生産の減少等を補完するかたちで行われ、平成9年度については台湾産豚肉の輸入禁止等により大幅に減少したものの、長期的には輸入豚肉は増加傾向にある。その結果、豚肉の自給率は約6割ま

で低下している。しかしながら、9年度からは国内生産も前年度をわずかに上回って推移している。

なお、輸入豚肉は、国産豚肉の大きな価格変動（出荷頭数の関係で春～夏が高価格で秋～冬が低価格）を調整し、原料コストを安定化させていること、加工仕向、家計消費いずれも部位別需要の偏重の結果、ロースの絶対量が不足していること、輸出国が実需者のニーズに応じて豚肉を選別して輸出していること等から品質・規格の斉一性が高いこと等により、その多くは加工用原料として使用されている。

2 今後の消費動向と生産の展開方向

豚肉消費は、近年、安定的に推移しており、消費構成割合も「家計消費」が約4割、「加工仕向」が約3割、「外食・その他業務用」が約3割で比較的安定的に推移してきた。

今後、豚肉消費については、需要の大幅な拡大が期待できる状況にはなく、また、少子・高齢化が進む中での核家族化の進行、ライフスタイルの変化とともに、消費形態の多様化が進むことにより、消費構成も変化していくことが考えられる。

家計消費については、調理の簡便化に合わせた半調理品の増加とともに、家族構成人員の減少による一世帯当たりの豚肉の購入量の減少が見込まれる。さらに、家計消費においては、国産豚肉が約9割のシェアを占めているが、輸出国も日本市場のニーズに合った豚肉を選別して輸出する体制を整えてきたこと、輸送時の品質保持技術が急速に改善されてきたこと等から、国産豚肉と輸入豚肉の品質格差も縮小傾向にある。

また、加工、外食・その他業務用サイドでは、原材料として品質・規格が一定で価格変動が小さい豚肉に対するニーズが強い。特に、品質・規格の面では、品質が揃っていること、枝肉の長さ・はば等の大きさが揃っていること（枝肉で65～75kg程度）、脂肪量や脂肪厚が一定であること、歩留が良いことが求められる。

一方、消費者は国産豚肉に対する嗜好を有しつつも、価格と品質・安全性を考慮しながら、国産豚肉と輸入豚肉を選択する傾向にあり、原産国や銘柄表示への関心が高い。

このような状況の下で、今後、家計消費における国産豚肉のシェアを維持拡大するとともに、加工、外食・その他業務用仕向けにおいても可能な限り国産豚肉のシェアを高めるため、これまで以上に消費者のニーズにあった安全で高品質な豚肉を、品質・規格の統一化、銘柄化、定時定量での出荷、生産コストの低減を実現しつつ生産する必要がある。

3 新規需要の拡大

新規需要の拡大のためには、簡便な調理方法で美味しい食品ができ、さらに健康にも良いというアピールが可能な商品や高齢者の食生活に配慮した食肉製品の開発、少子化・核家族化による消費形態の多様化に対応した

パック化等売り方の工夫も必要である。今後、こうした取り組みに加えて、以下の対応が必要である。

(1) 美味しさに関する客観的指標の検討

消費者に豚肉の美味しさを十分評価してもらい、また、購入時に美味しい豚肉を選択する上で必要な判断基準に係る情報を提供することが重要である。一般的に、消費者の購買意欲を左右する指標として、「肉色」、「ドリップロス」、「筋肉内脂肪」、「におい」、「味」、「多汁性」、「柔らかさ」、「きめ」等がある。こうした指標の中から需要サイドの評価を的確に反映させることが可能で、かつ、客観的で測定の容易な美味しさに係る評価方法に関する検討を行う必要がある。

(2) 低需要部位を活用した商品開発

1 頭の豚から生産される豚肉のうち全体の約 3 割しかない「ロース」や「かたロース」等の特定部位に需要が集中し、豚肉全体の約 5 割を占める「うで」、「もも」の需要が少ない。今後、「うで」、「もも」等低需要部位の新規需要を促進するために、これらを活用した加工品等の商品開発や部位に適した調理の簡便な惣菜及び料理の開発・普及を行う必要がある。

4 国産豚肉の消費拡大

これまで国産豚肉の消費拡大に係る P R 活動の展開、正しい知識の普及・啓発等が行われてきたところである。

また、消費者からの適正な表示に対するニーズに対応するため、食肉小売品質基準（畜産局長通達）において、原産国表示、黒豚表示等について規定するとともに、黒豚表示の明確化のため、黒豚と表示できる豚肉はパークシャー純粋種に限定することを定め、これを受けて、日本種豚登録協会が黒豚生産に係る肉豚証明及び農場証明を実施している。さらに、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「J A S 法」という。）の改正により、すべての生鮮食料品について原産地表示が義務付けられた。

今後、これまで実施してきた国産豚肉の消費拡大対策の効果的な実施、小売段階での適正表示を引き続き徹底するとともに、以下の対応が必要である。

(1) 豚肉に関する情報の提供

「J A S 法」の改正等により、消費者の適正表示に対するニーズに基本的に対応しているものの、今後、さらに、消費者が適切な選択を行う上で必要な情報を提供するため、提供する情報の内容の充実と信頼性の確保を図ることが重要である。この際、栄養面、調理方法、製品特性等の他、いわゆる「生産現場が見える豚肉」のように、豚肉の由来に関する情報の提供を重視した取り組みを行う必要がある。

(2) 消費者にわかりやすい P R の徹底

豚肉の健康面での有用性や美味しい調理方法を分かり易く説明したテレビ報道等により、放映の翌日から消費が大きく増加する例があることからわかるように、消費者への P R に当たってはマスメディアの効果的な活用が重要である。また、簡単な家庭用惣菜の調理方法に係るパンフレットの配布、消費者からの豚肉に関する様々な照会や問い合わせに迅速に対応できる体制整備、地場産の豚肉を使った加工品を学校給食で提供するなど地道な P R 活動が重要である。

(3) 養豚産業全体が自主的に取り組む消費拡大運動等の実施

現在、6 県の県団体においてチェックオフ制度（生産者の、生産者による、生産者のための運動に必要な資金を生産者自身が拠出する制度）を創設し、生産者自らが自発的に国産豚肉の消費拡大運動を行っている。

今後、生産者の賛同が得られたところから、都道府県単位又は地域を越えた結びつきの中でチェックオフ制度をスタートさせ、その後、多くの県やグループでの取り組みが開始されるようになった時点で、全国展開を開始する必要がある。さらに、将来的には生産者だけではなく、養豚関連産業に携わる広範な関係者の協力を得て継続的な制度に強化していくことが必要である。

なお、チェックオフ制度については、現在、消費拡大運動を中心に活動しているが、今後、全国展開を行うに当たり担い手の養成、銘柄豚の生産流通体制の強化等国産豚肉の振興により効果が大きい活動を模索していくための検討を行う必要がある。

第 3 消費者ニーズ等に対応した生産・流通の展開

今後、消費者ニーズ等に対応した生産・流通の展開を図るため、以下の対応が必要である。

1 流通の合理化

食肉処理施設数は、平成 11 年現在、277 カ所あり、昭和 55 年の 485 カ所から大幅に減少している。しかしながら、1 日当たり処理頭数が豚換算で 500 頭未満の処理施設が約 8 割を占めている。

今後、豚肉流通コストの低減、安定的な集荷頭数の確保及び施設稼働率の向上を図るため、処理・流通関係者の自主的な取り組みを基本として、食肉処理施設の効果的な再編整備を推進する必要がある。

また、と畜検査における検査時間や検査手数料については、都道府県が実情に応じて定めているところであるが、検査時間の柔軟な対応に向けて関係者が取り組むとともに、検査手数料は食肉産業の振興の観点も考慮して設定されることが必要である。

2 生産から流通・販売まで一貫した衛生対策の実施

生産から流通販売まで一貫して衛生管理面での水準の高さを確保し、消費者の安全性に対する信頼感を一層高めていくことが重要である。このため、今後、以下の対応が必要である。

(1) 食肉処理施設の衛生水準の向上

安全な食肉に対する消費者ニーズの高まりに対応するため、衛生的な食肉処理が必要となっている。厚生省は、食肉の衛生管理・安全性確保の推進を図るため、「と畜場法施行規則」及び「同施行令」を一部改正し、と畜場設置者・と畜業者に対する衛生管理基準、と畜場の構造設備基準を強化したところであり、中小家畜については、平成14年4月1日より上記改正を適用することとなっている。これに対応して、食肉処理施設は、「と畜場法施行規則」及び「同施行令」に定められた衛生管理基準及び構造設備基準を満足するよう計画的な施設整備を行う必要がある。

(2) トレースアビリティシステム導入に関する検討

消費者の安全性に対する信頼感を高めていくため、安全性の確保の面で問題が発生した場合に、速やかにその原因を追跡し、明らかにする体制を構築することが重要である。このため、生産段階はもちろん食肉処理段階での個体識別と個体確認方法の強化を図り、個々の豚の各種生産情報、枝肉情報、食肉検査情報等の収集・分析を行うなどトレースアビリティシステム導入の可能性について検討を行う必要がある。

3 消費者ニーズ等に即した品質・規格での生産

国産豚肉の生産振興を図っていくためには、これまで以上に消費者ニーズ等にあった、安全で高品質な豚肉の生産や品質・規格の統一化、定時定量での出荷の実現が大きな課題である。このため、今後、以下の対応が必要である。

(1) 特徴のある銘柄豚の生産の推進

消費者ニーズに対応するためには、生産コストの低減に加えて、輸入豚肉と差別化できる安全で高品質な豚肉を生産し、有利に販売する必要がある。そこで、安全で高品質な豚肉の生産、流通、販売の戦略として斉一性が高い特徴ある豚肉、いわゆる銘柄豚の生産に取り組むことが重要である。

平成12年3月現在、全国で179の銘柄豚があり、増加傾向にある。しかし一言で銘柄豚といっても、系統豚を利用した銘柄豚、パークシャー種等肉質の優れた品種で生産する銘柄豚、特定の地域や農場で生産した銘柄豚等銘柄の概念にはいろいろある。しかしながら、「黒豚」等一部のものを除いて消費者にどういう特徴のある豚肉なのかアピールできているものが少ない。

今後、安全・高品質で品質・規格が揃った特徴のある銘柄豚を生産する

ため、品種や系統の組合せ、飼養管理の統一化が必要であり、独自の飼料配合・給与量・肥育期間・出荷体重等を定めた生産マニュアルの策定、生産した豚肉の成分分析・官能検査等を行うことが必要である。

また、客観的手法によりその美味しさ等の特徴が認められ、斉一性が高いものについては、銘柄の認証を行うことも選択肢の一つである。

(参考)

特定の品種を利用した銘柄豚 (K 県黒豚生産者協議会の例)

- ・ 生産者が一体となって黒豚肉の生産安定を図るため、平成 2 年に「 K 県黒豚生産者協議会」を設立。県内の黒豚生産農家 512 戸のうち 233 戸 (平成 12 年 3 月現在) が参加。
- ・ 協議会では、品質の向上と生産者の責任による販売体制の整備を図り「 K 黒豚」の銘柄確立を推進。協議会の取り決めの中で、飼料として出荷前 60 日間甘藷を 10 ~ 20 % 給与すること、出荷日齢は概ね 230 ~ 270 日、背脂肪層の厚さ 13 mm 以上としている。
- ・ 平成 4 年に「黒豚証明制度」を発足。証明書 (シール) を添付し、生産地、生産者、と畜の時期等がわかるようになっている。年間の証明書発行頭数は平成 10 年度 3 万 6 千頭、平成 11 年度 (平成 12 年 2 月末) 12 万 9 千頭と増加傾向。
- ・ 「黒豚証明書」が添付された黒豚肉を年間一定量取り扱う販売店・料理店を「指定店」とし、これら「指定店」は全国で 262 店である。

(2) 生産農家のグループ化の推進

生産した豚について市場で評価を得るためには、一定の出荷規模を確保する必要がある。また、飼料等の資材コストの低減、飼養管理技術の高位平準化のためには、集団的な取り組みを進めることが重要である。

このため、複数の農家のグループ化を図り、肉豚の出荷計画、種豚の生産計画、飼料設計、養豚経営分析システム、財務分析シミュレーション、検査診断、設備機材の調達等、育種、飼料、生産管理、財務管理、出荷までグループ内の一貫したシステムの取り組みを行うことも重要である。

(参考)

G ファーム株式会社の「ポークチェーンシステム」の概要

- ・ 同じ原種豚、同じ配合設計の飼料を利用する共同利用出荷グループが会社組織に発展。

- ・ 実質的には、家族経営の養豚農家 56 戸の集まりで、母豚約 1 万 6 千頭、肉豚出荷頭数約 30 万頭（平成 11 年度）。
- ・ 育種、飼料、生産管理、衛生管理、財務管理、出荷、流通までグループ内で一貫したシステムで進めている。
- ・ 生産した豚肉は、銘柄豚「○○○○」として、食肉市場を通さず特定の問屋に直接販売。

（３）生産、流通・加工、販売、消費の有機的結びつきの強化

養豚産業には、生産、流通・加工、販売、消費等相互に利害関係のある多数の関連部門が関与しているが、意志疎通が不十分な面がある。今後、消費者ニーズに対応した生産販売を行うためには、生産者間のネットワークの構築はもちろん、生産、流通・加工、販売、消費の各部門の情報交換を密にし、関連部門が一体となった取り組みを構築する必要がある。このため、生産、流通・加工、販売、消費に係る各関係団体からなる「養豚振興協議会（仮称）」を設置し、生産者間の意見交換会の開催、各部門相互の懇談会の開催、国産豚肉の生産振興のための具体的取り組みの検討、今後取り組む課題別の研究会の開催及び流通・加工、販売、消費部門との意見交換、協力要請等各関連部門との有機的結びつきを強化する必要がある。

なお、生産段階における多様な課題に対応する体制を整備するため、既存の生産者団体の効率的な再編整備についての検討が望まれる。

第４ 国際化に対応し得る生産性の向上

近年の養豚経営における生産コストは概ね安定的に推移している。費目別には飼料費が約 6 割、労働費が約 2 割となっている。また、飼養頭数規模別では、大規模層ほど生産コストは低減し、肥育豚 1 千頭以上の飼養階層のコストは、肥育豚 1 0 0 頭未満の飼養階層に比べて約 7 割の水準にある。その内訳の比較では飼料費で約 8 割、労働費で約 3 割の水準にあるなどスケールメリット等による飼料費の低減と作業の効率化による労働費の低減効果が大きい。

従来から、生産性の向上を図るため、純粋種の遺伝的能力の改良の推進と適正な交雑利用による繁殖性の向上、衛生管理の徹底等の飼養管理の改善による事故率の低減等に努めてきたところである。この結果、我が国の豚（コマーシャル豚）の能力は概ね向上基調で推移している。

今後、国際化に対応し得る生産性の一層の向上を図るためには、以下の対応が必要である。

1 改良の推進

今後、消費者ニーズ等にあった生産や輸入豚肉との差別化を図っていくためには、高品質な豚肉の生産が必要であり、増体能力や飼料効率に係る改良に加えて肉質にも配慮した改良に取り組むことが重要である。また、食肉処理場との連携の下、トレースアビリティシステムと連動して、枝肉情報、食肉検査情報等の収集・分析、フィードバックを行うシステムを整備し、これらの情報に基づいた育種改良が必要である。このため、今後、以下の対応が必要である。

(1) 効率的な改良体制の整備

広域的な能力検定の実施と評価に基づき遺伝的能力の高い種豚の選抜・利用を図るとともに、種豚の効率的な改良に資するため、人工授精の普及定着及びDNA解析等新技術の開発・利用に努める必要がある。併せて、養豚農家における豚の能力の変化及びその要因の調査・分析、各種の技術的要因の分析・検討を行い、改良の推進に努める必要がある。

(2) 多様な特性を有する育種資源の確保

オースキー病の防疫面等の問題から、能力検定の比重が集合施設での集合検定から農家段階での現場検定に移行したことにより種豚の選抜対象が限定されるとともに、種豚の広域流通が停滞している状況にある。さらに、交雑利用の普及により優良な純粋種の育種資源が減少している。このため、多様な特性を有する純粋種豚の確保・導入に努めることが重要である。

(3) 肉質に優れた系統豚の造成と広域利用

従来、選抜項目としていた1日平均増体量、ロースの太さ、背脂肪層の厚さ等の産肉形質に加えて、産肉形質との遺伝的関連性も把握しながら、美味しさの指標となる肉質形質を選抜項目に加えて、肉質に優れた系統豚を造成する必要がある。また、造成した系統については、その利用を造成県に限定せず広域での利用を推進することにより、維持増殖コストの低減、銘柄化するための一定の出荷量の確保が可能となる。このため、系統豚の造成や能力評価を広域的に行い、それぞれの系統豚の遺伝的特性を明らかにするとともに、維持増殖については県単独ではなく、利用県が共同で、あるいは民間機関に委託して行うことにより、優れた系統豚の広域的な利用体制を確立することが課題である。

(参考)

東京都畜産試験場で作出した「トウキョウX」の例

- ・ 北京黒豚、バークシャー種、デュロック種の3品種の交雑により、基礎豚を作出し、ここから1日平均増体量、背脂肪層の厚さ、ロースの太

さ、筋肉内脂肪の4形質を選抜形質として5世代にわたり選抜を実施し、遺伝的に固定。

- ・ 産肉形質については、大きな変化は認められなかったものの、美味しさに影響を与える筋肉内脂肪は第一世代の3.66%から第五世代は5%まで増加。
- ・ 種豚については、都内繁殖農家に供給し、当該農家で生産した豚を繁殖豚として他県に供給。生産した豚肉は市場平均価格に比較して有利に取り引きされ都内の指定店で販売されている状況。

2 飼養管理技術の高度化

ほ育・育成期の衛生管理の徹底による事故率の低減、人工授精技術の導入による優良種豚の効率利用・年間の安定出荷の確保等基本技術の周知徹底と飼養管理技術の高度化を図るため、今後、以下の対応が必要である。

(1) 人工授精の普及・定着

従来、豚精液は耐凍性が低いために凍結精液の実用化が進まず、液状精液も品質保持期間が短かったこと、雄豚の確保が安価で、かつ、容易に行えたこと等によりこれまで人工授精の普及率は低かった。しかしながら、近年、液状精液で1週間以上の品質保持ができる希釈液が開発されたこと、宅配便による保冷輸送が可能になったこと、使い捨てできる簡便な人工授精器具が開発されたこと等技術面での条件が整ってきたことから、人工授精導入の機運が高まりつつある。このため、人工授精の普及定着のための条件整備を図るとともに、採精、希釈、保存技術等人工授精用精液の生産技術や授精適期を見極める技術等基礎技術の周知徹底を図ることが重要であり、このための講習会の開催等により精液生産者や授精する生産者の技術向上を図る必要がある。

(2) SPF生産方式の普及・定着

SPF（特定病原菌不在（Specific Pathogen Free））生産方式は、生産性の向上や衛生費の低減等に効果があるものの、衛生水準向上のための施設の改築・改装・新設等に多大な投資が必要であること、衛生管理のため一定の技術水準を要すること、素畜費や飼料費が割高であること等から容易にはその実現には踏み切れない実態にある。その結果、SPF豚の飼養動向は増加傾向で推移しているものの、飼養戸数で全体の1%、肉豚出荷頭数で全体の7%程度にとどまっている。このため、リース方式等初度投資額を抑制できる方法によるSPF生産関連施設の整備や衛生管理のための一定水準の技術習得が必要である。

(3) H A C C P 方式による体系的な生産衛生管理手法の普及・定着

H A C C P (危害分析重要管理点 Hazard Analysis Critical Control Point) 方式の考え方に基づく体系的な生産衛生管理手法 (以下「 H A C C P 方式管理手法」という。) の早期構築、生産衛生管理基準の策定、生産現場での普及を行うための指導者の養成、地域段階でのモデル的取り組みを推進し、将来的には H A C C P 方式管理手法により生産した豚肉の商品性の向上に結びつけていく仕組みを構築する必要がある。さらに、抗菌剤非依存型の飼養管理技術を確立する必要がある。

(4) 事前対応型の防疫体制の確立

効率的で効果的な防疫対策のためには、病気が発生してからこれに対応・対処していくのではなく、的確な情報に基づき事前に対応を行う方式に切り替えていく必要がある。このため、的確な情報の収集・提供体制の整備、情報に基づく効率的な自衛防疫実施体制の整備等事前対応型の防疫体制の確立を図るとともに、オーエスキー病等の疾病の侵入防止、清浄化に向けた地域の連携体制の整備や疾病防除マニュアルの策定等を行う必要がある。

3 生産コストの低減

生産コストの低減を図るためには、飼料費、衛生費、建設費等の低減が重要である。特に、飼料費、衛生費については個々の経営の中でコスト低減に努めるとともに、共同での自家配合の取り組みやワクチンを用いない防疫体制への移行等地域としてあるいは国全体としての取り組みも重要である。また、建設費については、単に建設費の節減という観点だけではなく、投下資本に対する利用効率を高めていくという観点も重要である。

(1) 飼料費の低減

飼料費の低減のためには、給与量の節減、購入単価の低減等が重要である。給与量の節減については、飼料要求率の改善、発育ステージや能力に合った飼料の給与、給餌ロス率の低減、未利用資源の活用による配合飼料使用量の節減が必要である。また、購入単価の低減については、共同購入等による購買単位の拡大、配合飼料メーカー各社の販売価格、品質情報の把握、情報交換による価格交渉力の拡大等が必要である。

供給サイドでは、配合飼料価格の約 7 割が原材料価格となっていることから、国際相場の影響を大きく受けざるを得ない状況にあるが、畜産地帯を後背地に控えた大規模港湾地帯への工場移転・集約化、企業間の製造受委託の推進、バラ流通等流通の一層の合理化等が必要である。

また、配合飼料価格の安定や価格低減のため、各種制度等が整備され、対策が講じられてきた。すなわち、配合飼料価格の急激な変動による畜産経営に対する影響を緩和するため、通常補てん制度及び異常補てん制度からなる配合飼料価格安定制度が整備されている。単体飼料の価格の低減の

ため、単体飼料用とうもろこしについては、平成7年4月より、丸粒のまま畜産経営者等に供給するための関税割当制度が導入され、豚では平成7～10年度の4年間で約23万トン（全体の約8割）を利用している。利用農家からの聞き取りによれば、丸粒とうもろこしを利用して自家配合した場合、市販の配合飼料に比べ2割程度コスト低減が可能となっている。

また、単体飼料用外国産丸粒大麦については、平成7年11月より売り渡し制度が創設されている。さらに、平成11年度から、外国産飼料用大麦・小麦について輸入方式の弾力化や多様化が図られ、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格の飼料用麦の供給を可能とする方式（SBS方式）が導入されている。

今後、丸粒とうもろこしの関税割当制度、外国産飼料用麦のSBS方式による導入等の新しい制度を積極的に利用するとともに、飼料の供給安定対策を堅持しつつ、飼料原料輸入先の開拓や未利用資源の活用を促進し、飼料費の低減に努めることが重要である。

（2）衛生費の低減

豚疾病の最近の発生動向については、平成8年に豚流行性下痢（PED）が大規模発生したものの、ワクチンの応用もあって法定伝染病については例外的な発生にとどまっており、届出伝染病についてもほとんどの疾病が概ね平静に推移している。しかしながら、と畜検査成績でみると、一部廃棄率は60%台でほぼ横這いで推移しており、肺炎を主として各種疾病が常在化している状況にある。

また、動物用医薬品については、規制緩和推進計画（平成7年度）に沿って、販売業の許可等の有効期間の延長、外国データの受け入れ等計48項目の規制緩和措置が実施された。今後、さらに衛生費を低減するため、従来の衛生管理指導等の徹底に加え、以下の対応が必要である。

豚コレラ撲滅対策の推進

現在、衛生費の低減のため、豚コレラ等一部疾病については、ワクチンを用いない防疫体制への移行を目指している。豚コレラについては平成8年度から撲滅対策を推進し、平成11年4月からワクチン接種を中止した鳥取、岡山、香川の3県に続き、平成11年10月から三重、島根、高知の3県が、平成12年4月から26県がワクチン接種を中止することになっており、平成12年10月には、残る県を含めて全国的にワクチン接種を中止し、輸入検疫を強化することを予定している。これら豚コレラ撲滅対策の円滑な推進を図るため、平成10年度には、万一、豚コレラが再発生した時に備え、互助基金の造成を行っている。

豚コレラ撲滅対策については、ワクチン接種中止後の再発生に対する不安解消、他の伝染病対策にもつながる万一の発生に備えた防疫体制の整備が今後の課題である。このため、緊急接種用ワクチンの備蓄、死亡豚処理体制の整備とともに、豚コレラワクチン接種中止農家を対象に適切な衛生

管理を指導できる獣医師を幅広く定着させる取り組みを行うことが必要である。

また、この豚コレラ撲滅対策の実施を契機として、生産者、関係者、都道府県家畜保健衛生所の連携体制を強化し、生産者のコンセンサスを得つつ、オーエスキー病、PRRS（豚繁殖・呼吸障害症候群）等の清浄化を推進していく必要がある。

多機能・省力型ワクチン等の開発

豚の疾病が複雑化しており、多種のワクチン接種が必要となっているため、ワクチン接種を効率的に行える多機能・省力型ワクチン等の開発の促進及び海外ですでに開発されているワクチンのうち生産者の要望が高いものをより早く輸入実用化することが課題である。

（３）建設費の低減

畜舎等の建築コストの低減を図るため、（社）日本畜産施設機械協会が「畜舎設計規準」を作成し、平成９年３月に建設大臣の認定を受けた。この規準に基づいて建築される畜舎は、立地条件や気象条件にもよるが構造部分について３割程度のコスト低減が可能になる。

また、低廉な材料の選択、必要最低限の整備水準、自家労働力の活用等を内容とする整備指針の策定、低コスト畜舎の設計図等を作成する畜舎建築用コンピューター設計システム（畜舎ＣＡＤ）の開発及び設計規準を踏まえた畜舎用の建築工事仕様書を作成し建築関係者に対する普及啓蒙等が実施されている。

これらの結果、畜舎等施設の補助事業における建築単価をみると、畜舎の種類、立地条件、内装の程度等によりかなりのバラツキがあるものの、畜舎の建築単価は２割程度低減されている。また、堆肥舎についても建築コストの低減を図るため、堆肥舎の設計規準の緩和を検討する必要がある。

第５ 自然循環機能の維持増進

今後、我が国農業の持続的な発展を図るためには、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）の維持増進を図ることが重要である。

このため、養豚にあっても食品製造副産物等の未利用資源を飼料化し、豚に給与することにより、未利用資源を食肉として食料に転換し、飼料自給率の向上に貢献するとともに、豚の排せつ物から堆肥等を生産し、農地に還元することにより土づくりに役立てる等自然循環機能の維持増進に積極的に取り組む必要がある。

こうした取り組みを円滑に行うことが、国産豚肉生産に対する国民の一層の理解を深め、養豚経営の生産基盤の強化にも結びつくこととなる。

1 未利用資源の有効利用

現在、我が国の養豚は、輸入濃厚飼料を中心とした肉豚生産が中心であり、飼料自給率は約1割と低い水準にある。国内産濃厚飼料の利用状況を見ると、平成9年度における国内産濃厚飼料原料の供給量は、約250万トンで大部分が食品製造副産物であり、その主要なものの約8割は飼料化されている。しかしながら、推定年間発生量約2,000万トンといわれる食品廃棄物についてはリサイクル率は極めて低水準である。豚は雑食性である特徴を活かし、他の畜種では利用しにくい食品廃棄物を多様な形態で飼料として利用できることから、養豚経営における飼料自給率向上のためにもこれら未利用資源を有効に活用することが課題である。このため、今後、以下の対応が必要である。

(1) 未利用資源の地域リサイクルシステムの確立

生産者個々での取り組みでは、未利用資源の効率的な飼料化、豚への給与については限界がある。このため、排出者、収集運搬・処理業者、自治体等関係者が一体となって、未利用資源の分別収集・貯蔵、粉末乾燥・発酵処理等による飼料化、配送のシステム化及び食味や品質向上のための飼料給与マニュアルの策定を行い、未利用資源の地域リサイクルシステムを確立する必要がある。なお、これにより飼料費の低減の可能性もある。

(2) リキッドフィーディング技術の実用化

高水分の食品残さについては、これまで輸送、処理等のコストが割高なため飼料化が阻害され、利用率が低い状況にある。一方、リキッドフィーディング技術は、高水分の飼料を液状のままパイプラインを使って省力的に給与する技術であり、水分の同時摂取により夏場の飼料摂取の落ち込みが少なく、飼料のこぼれ等の無駄も減少すること、飼料の粉塵の減少により、呼吸器病の発生が抑制されること等のメリットがある。このため、食品残さ等を液状のまま給与するリキッドフィーディング技術の確立のための技術的検討、実用化試験、マニュアル作成等を行う必要がある。

(3) 未利用資源を給与した豚肉の消費者へのPR

今後、肉豚生産を核とした未利用資源の地域リサイクルシステムを推進するためには、生産者の理解だけではなく、未利用資源を排出する事業者、消費者、さらに行政を含めた国民全体の理解や支援を得る必要がある。このため、有機質の資源環境に果たす養豚産業の重要性について国民全体の理解を得るよう努めるとともに、未利用資源由来の飼料を給与した豚肉について、品質、食味、安全性の点で問題がないことを明らかにし、そのことを消費者に的確にPRすることにより消費者の理解と支援を得る必要がある。

2 排せつ物の適切な処理・利用

豚は一日当たり、肥育豚でふん2.1kg、尿3.8kg、母豚でふん3.3kg、尿7.0kgを排せつする。この結果、豚の年間の排せつ物発生量は、ふん800万トン、尿1,500万トンのあわせて2,300万トンにのぼっている。また、養豚の苦情発生件数は、平成10年には823件と畜産の苦情全体(2,588件)の32%を占めている。苦情の内容は悪臭が多く、次いで水質汚濁となっている。苦情発生率は、家畜飼養規模の拡大や混住化の進展等に伴い増加傾向にあり、経営規模の大きいものほど苦情発生率が高い。

また、家畜排せつ物の処理状況をみると、養豚農家のうち「野積み」が9%、「素掘り」が10%存在している。ふんの利用状況については、3割は「自己農地還元」、4割が「販売・交換」となっており、規模が大きいほど「販売・交換」が多い。尿の利用状況については、6割が「農地施用」、3割が「浄化処理後河川放流」となっており、規模が大きいほど「浄化処理後河川放流」が多い。

豚の排せつ物は有機質資源として、地力の維持増進に貢献できることから、「野積み」、「素掘り」を解消しつつ、堆肥化を推進し、土づくりを進める必要がある。このような観点から、平成11年7月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「家畜排せつ物法」という。)が制定され、11月から施行されたところであり、今後、以下の対応が必要である。

(1) 排せつ物処理施設の整備の促進

「野積み」、「素掘り」等の不適切な管理の早期解消及び家畜排せつ物の利用の促進を図るため、堆肥舎等の計画的な整備を促進する必要がある。

このため、「家畜排せつ物法」に基づく国の基本方針や都道府県計画に基づき関係者が一体となって補助事業(公共事業、非公共事業)やリース事業、融資等の積極的な活用を図りつつ、計画的な施設整備を推進する。

(2) 排せつ物発生量の抑制

円滑な排せつ物処理を行うためには、まず処理する排せつ物の発生量ができる限り少なくするとともに、処理に適した性状で排出することが重要である。このため、飲水器からのこぼれ水や雨水の処理施設への流入の防止、畜舎形態に応じたふん尿の適切な分離、消化率の高い飼料の給与、ウェットフィーディング等適切な飼養管理技術の推進を図る必要がある。また、フィターゼの利用、アミノ酸組成の改善等、環境負荷物質の低減に効果のある飼料の開発・普及に努める必要がある。

(3) 「畜産環境アドバイザー」の養成

家畜排せつ物の処理や施設の整備に当たっては、農家や地域の実態にあった適切、かつ、低コストな処理システムを指導助言する専門技術者が

必要であるが、現実にはこうした技術者が不足している。このため、生産者に排せつ物処理技術等について適切な指導助言ができる「畜産環境アドバイザー」の養成を行う必要がある。

(4) 排せつ物処理技術の開発普及

環境問題の解決のためには、低コストで効率的な浄化処理技術、悪臭防止技術等の開発が重要である。このため、国、都道府県、民間企業等が家畜排せつ物処理技術（浄化処理技術、悪臭防止技術、排せつ物量低減技術等）の開発・普及を行うとともに、優良事例に関する情報の収集・提供、悪臭防止用微生物資材の評価及び情報提供を行う必要がある。

(5) 堆肥流通の促進

養豚経営は、自己の経営内で発生したふん尿を還元できる広さの農地を保有していない場合が多く、堆肥の生産と利用が不均衡な状況になっており、耕種との連携等による堆肥の利用促進が重要な課題となっている。また、堆肥の生産供給に当たっては、実需者が求める品質、成分、形状の堆肥を安定的に供給することが必要である。このため、耕種農家のニーズにあった堆肥の生産に努めるとともに、堆肥の広域流通と利用を促進するため、堆肥センターを組織化する「堆肥センター協議会」（仮称）の設立、堆肥需給マップの作成、堆肥投入効果の実証展示、堆肥センターの散布機能の強化、堆肥の成分分析、ペレット化等を推進する。また、堆肥化だけでは処理できない地域においては、エネルギー利用等堆肥化以外の利用方策も検討する必要がある。

第6 生産基盤の強化

今後、経営感覚に優れたゆとりある生産性の高い経営体により生産の太宗が担われる生産構造を実現し、生産基盤の強化を図るため、以下の対応が必要である。

1 後継者や新規就業者の育成・確保

養豚経営における担い手の確保状況をみると、基幹男子農業専従者を確保している経営の割合は約7割（酪農経営で約8割、肉用牛経営で約3割）、50才未満の経営主がいる経営の割合は約3割（酪農経営で約4割、肉用牛経営で約2割）、50才未満の経営主又は後継者が確保されている経営の割合は約8割（酪農経営で約8割、肉用牛経営で約6割）となっており、担い手の確保割合は比較的高い経営部門となっている。

今後、後継者や新規就業者を安定的に育成・確保するためには、以下の対応が必要である。

(1) 各種情報の総合的活用体制の整備

養豚経営に対しては、経営改善、生産コスト削減のための重要な判断材

料として行政、飼養管理、家畜改良、経営管理、衛生、市況等の各種情報を総合的に収集・分析・提供していくことが必要である。このため、既に畜産情報ネットワーク（ＬＩＮ）により関係機関、団体等によるインターネットを利用した情報提供が行われているが、今後、利用者ニーズを踏まえた一層の内容充実、タイムリーな情報更新とともに、これら総合的な情報を活用した経営規模・技術レベル等に合わせたきめ細やかな支援指導が必要である。

（２）地域における経営体の将来の意向把握

長期的な地域の生産計画等を策定したり、円滑な経営継承や規模拡大を支援するためには、生産者の将来の経営継承や規模拡大等に関する意向を十分把握する必要がある。しかしながら、情報の把握に努めている農協は少なく、また、生産者も経営移譲を希望していることが公表されることに抵抗感を感じている経営もある。このため、計画的な経営継承や規模拡大の必要性について啓発普及し、その意向の把握に努める必要がある。

（３）新規就業希望者と受入希望の経営体との仲介・調整

養豚経営の場合、新しい経営を開始する新規就農よりも企業的経営への新規就業が現実的であり、これら新規就業者の人材育成が必要である。このため、関係機関連携のもと、新規就業希望者に対し技術習得に適した研修の受け入れ先についての情報提供を行うとともに、新規就業希望者と受け入れを希望する経営体を円滑に結びつける必要がある。

２ 規模拡大の推進

養豚経営については、高齢化、後継者不足、環境問題等の課題を抱え、これらが単独又は複合的に作用して、生産性の低い農家から転廃業が進み、平成１０年の飼養戸数は１万２千戸と１０年前の昭和６３年の５万戸の４分の１の水準になるなど農家戸数の大幅な減少が続いてきた。しかしながら、近年は飼養戸数の減少も鈍化し、中小規模層の大幅な減少と大規模層の増加という生産構造の変化が進んでいる。今後、大規模層の増加、規模拡大により平均的な母豚飼養規模も１５０～２００頭規模になることも見込まれる。こうした中で、複数の農家によるグループ化の推進や経営実態に応じて円滑な規模拡大を推進することが重要である。このため、今後、以下の対応が必要である。

（１）法人化の推進

法人経営は、資本力、技術力、経営管理能力を高め、先進技術の導入による生産性の向上、労働時間の短縮を図ることが可能となること、新規就農の受け皿、経営の円滑な継承が可能となることから、家族経営の法人化だけでなく、地域や農家の実情に応じて複数の経営による法人化も推進する必要がある。このため、法人化に伴い必要となる既存施設等の高度利用

を含めた施設・機械の整備や法人化に伴う飼養規模の拡大等のために必要な経営計画の策定に係る指導、資本構成・所得配分に係る調整指導等への対応も必要である。

(2) 離農跡地等の施設の有効活用

離農跡地の畜舎等をリフォームして規模拡大希望者に円滑に継承できれば、既存施設の有効活用と規模拡大が可能となる。このため、これら離農跡地等の既存施設を有効活用するための条件整備と仲介を行う必要がある。

(3) 経営の多角化の推進

規模拡大のための施設整備や新天地への移転が困難な経営については、所得確保のため、近隣の生産者や関係団体等地域と一体となって、地域特産品としての加工品の製造等に取り組むなど経営の多角化も選択肢の一つである。

3 経営の安定

安定的な国内生産を確保していく上で、経営の安定が必要であり、U R 農業合意の実施期間（平成 7 ～ 1 2 年度）に経営体質の強化を図るため U R 農業合意関連対策として創設された「地域肉豚安定基金」が経営の安定に果たしている役割は大きなものがある。しかしながら、本事業は平成 1 2 年度をもって終了することから、平成 1 3 年度以降の養豚経営安定対策のあり方について検討する必要がある。

第 7 おわりに

以上述べたように、豚肉は重要な蛋白質供給源として国民食生活の中で欠くことができないものとなっており、また、養豚経営は地域の未利用資源の飼料活用や堆肥の生産供給等循環型農業の一翼を担い農業全体の中でも大きな役割を果たしているとともに、他産業とも密接に関連し産業としての裾野も広く重要な位置付けにあること等から、今後とも耕種部門等地域との連携を強化しつつ、肉豚生産の振興を図る必要がある。

今後は、国民食生活の多様化が進展する中で、家計消費の国産豚肉のシェアの維持拡大とともに、加工、外食・その他業務用においても可能な限り国産豚肉の需要拡大を図ることが重要である。

このため、W T O 交渉が展開される中で生産性の向上を図り、国際化に対応するとともに、国産豚肉について品質、規格、安全性の面で優位性を確保するため、食肉処理施設の再編整備等の流通の合理化、生産から流通・販売まで一貫した衛生対策の実施、消費者ニーズ等に即した豚肉の生産が重要である。また、経営感覚に優れたゆとりある生産性の高い経営体により豚肉生産の太宗が担われる生産構造の実現を図ることが重要である。さらに、自然循環機能の維持増進の観点から、未利用資源の有効利用、排

せつ物の適切な処理・利用を促進し、国産豚肉生産に対する国民の一層の理解を深めることも大きな課題である。

これらを推進するためには、全国段階のみならず地域段階で生産者、関係機関が一体となって、消費につながる国産豚肉の生産振興を図ることが重要である。このことにより、養豚農家のみならず我が国農業全体の発展、ひいては国民食生活の安定化が期待される。

それぞれの段階で 21 世紀という新しい時代に対応できる養豚産業の構築に向けて最大限の努力が必要である。

(参考 1)

食料・農業・農村基本計画の概要

1 平成 2 2 年度における望ましい食料消費の姿

(単位 : 万トン、k g)

区 分	9 年度	(参考) 1 0 年度	2 2 年度
肉類 (計)	5 4 7 (2 7 . 8)	5 5 2 (2 8 . 0)	5 3 4 (2 7)
うち牛肉	1 4 7 (7 . 2)	1 5 0 (7 . 3)	1 6 6 (8 . 0)
うち豚肉	2 0 8 (1 0 . 2)	2 1 3 (1 0 . 4)	1 8 6 (9 . 0)
うち鶏肉	1 8 2 (1 0 . 1)	1 8 0 (9 . 9)	1 7 2 (9 . 4)

注 : 上段は 1 年当たりの国内消費仕向量 (万トン)

下段の () 内は 1 人 1 年当たりの供給純食料 (k g)

2 平成 2 2 年度における生産努力目標

(単位 : 万トン)

区 分	9 年度	(参考) 1 0 年度	2 2 年度
肉類 (計)	3 0 6	3 0 4	3 2 4
うち牛肉	5 3	5 3	6 3
うち豚肉	1 2 9	1 2 9	1 3 5
うち鶏肉	1 2 3	1 2 1	1 2 5

3 豚飼養頭数

(単位 : 万頭)

区 分	9 年度	(参考) 1 0 年度	2 2 年度
豚	9 9 0	9 8 8	9 2 9

4 食料自給率目標

(単位 : %)

区 分	9 年度	(参考) 1 0 年度	2 2 年度
肉類 (計)	5 6	5 5	6 1
うち牛肉	3 6	3 5	3 8
うち豚肉	6 2	6 1	7 3
うち鶏肉	6 8	6 7	7 3

(参考 2)

養豚経営の基本的指標

1 今後の経営の展開方向

優良種豚の導入による母豚の能力の向上及び繁殖・衛生管理の徹底等により、低コストで高品質かつ安全性の高い豚肉の生産を図る方向を想定。

2 経営形態・営農類型

養豚一貫経営（家族経営）を想定。

3 前提条件

経営形態と労働力構成

主たる従事者 1 人、補助的労働者 1 人を基本的な労働力とする家族経営を想定し、不足する労働力については雇用により確保することを前提とした。

技術・装備水準

現時点で一定程度の普及が見込め、10 年後には一般化する見通しのある技術水準とする。

経営規模

適切なふん尿処理対策を講じた上で、750 万円程度の所得を確保でき、かつ、雇用労働力が家族労働力を上回らないことを前提に母豚 150 頭規模を想定した。

農業生産資材等

各資材の取得価格は、直近年の調査値とした。

販売価格

販売価格は、直近の水準（枝肉単価 400 円）とし、原皮内蔵価格を加算し、出荷に要した費用及びと畜場関係経費を差し引いた。

労働時間

主たる従事者の年間労働時間は 2,000 時間 / 年、補助的従事者の年間労働時間は 1,200 時間を上限とした。

3 経営の特徴

地域の立地条件を活かして規模を拡大し、労働生産性を高めるとともに、自動給餌機等の導入により肥育豚 1 頭当たり労働時間の短縮により生産性の向上を図る。

家畜排せつ物については、堆肥舎、浄化处理施設を整備し、ふん尿分離方式により、ふんについては堆肥化し、近隣の耕種農家に供給。尿については浄化处理。

4 技術の特徴

優良種豚の導入と適正な交雑利用により、1 腹当たりの生産頭数、年間分娩回数増加を実現。

ほ育・育成期の衛生管理等を徹底し、事故率の低減を実現。

人工授精技術の導入により、優良種豚の効率的利用を図るとともに、年間の安定した出荷頭数を確保。

家畜排せつ物は、スクレーパーによる豚舎からの搬出を実施。

区 分		繁殖・肥育一貫経営
		都府県
		家族経営
技 術 体 系		・肥育データを活用した計画的な交配の実施 ・ほ育・育成管理の徹底 ・人工授精の実施 ・自動給餌機による飼料給与 ・堆肥化・浄化处理によるふん尿処理
経 営 規 模		繁殖母豚 1 5 0 頭 年間出荷頭数 3 , 3 6 0 頭
生 産 性	単位当たり生産量	1 母豚当たりの 年間出荷頭数 2 2 . 4 頭
	労働時間	肥育豚 1 頭当たり 1 . 9 hr/頭 (5 9)
	費用合計	肥育豚 1 頭当たり 2 6 . 1 千円 (8 5)
労 働 時 間	主たる従事者	2 , 0 0 0 時間 × 1 人
	補助的従事者	1 , 2 0 0 時間 × 1 人
	雇 用	3 , 2 0 0 時間
	総労働時間	6 , 4 0 0 時間
経 営 指 標	粗 収 入	9 , 2 0 0 万円
	経 営 費	8 , 2 5 0 万円
	所 得	9 5 0 万円
	主たる従事者 1 人当たり所得	7 5 0 万円

注 1) : () 内は平成 10 年畜産物生産費調査の全国を 100 とした場合の指数

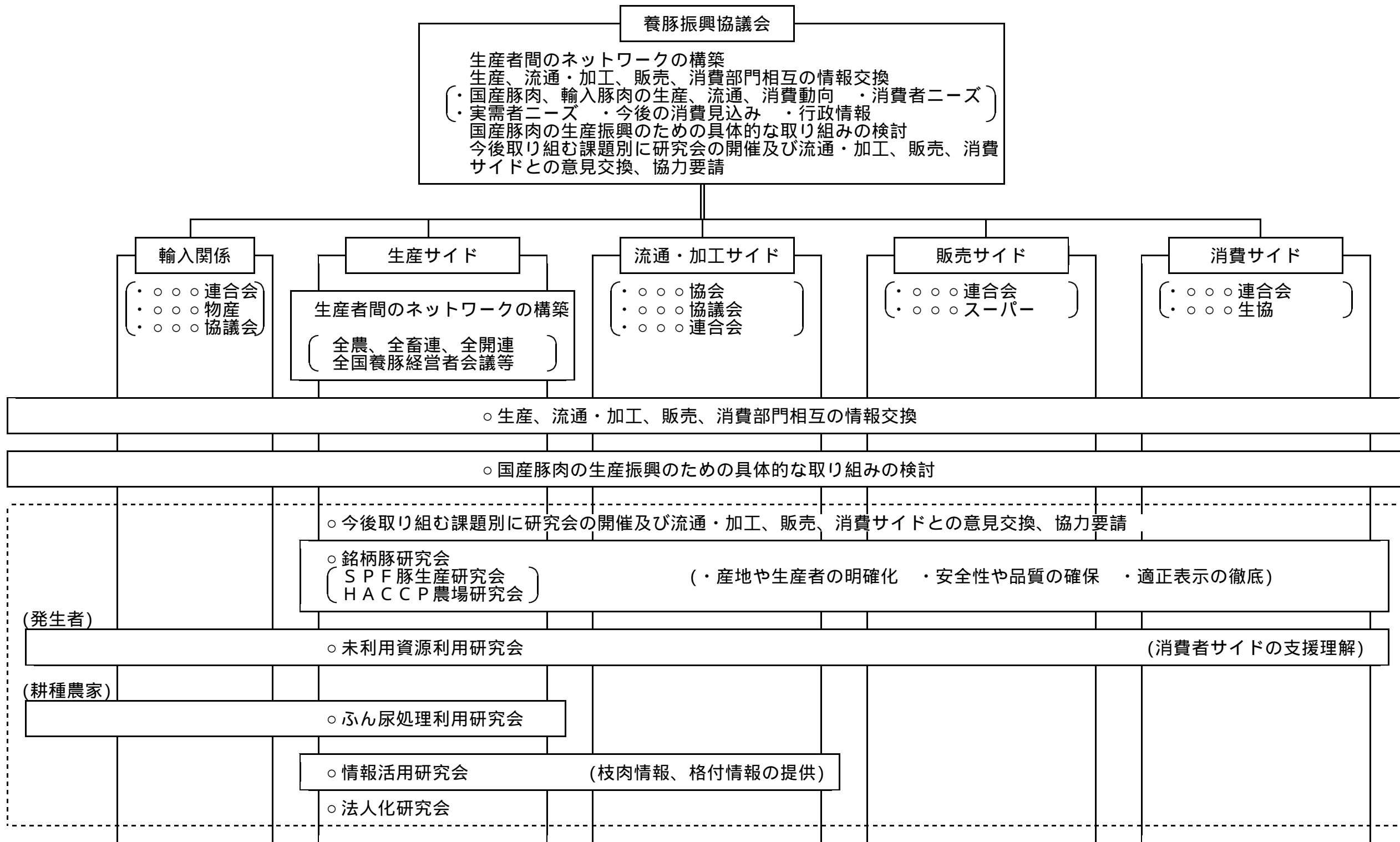
2) : 生産性の欄の労働時間は、飼養管理に係る労働時間である。

3) : 生産性の欄の費用合計には家族労働費を含む。

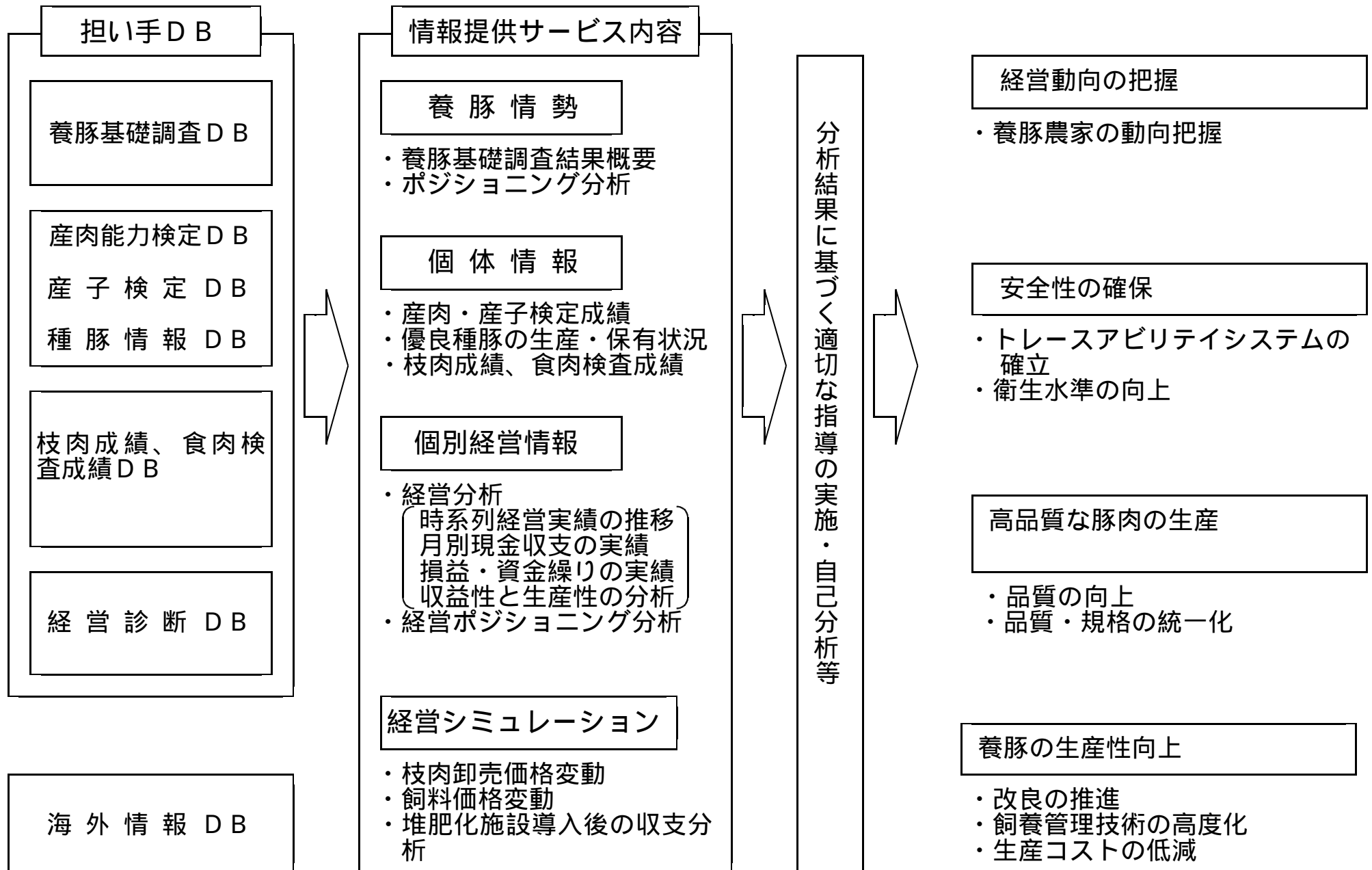
4) : 経営指標の欄の経営費には雇用労働費を含むが、家族労働力が充実している場合は、家族労働で代替することにより所得に転化できる。

(参考 3)

養豚振興協議会（仮称）のイメージ



各種情報の総合的活用体制の構築のイメージ



(参考 5)

養豚問題懇談会の検討経過

第 1 回 (9 月 1 4 日) 養豚をめぐる情勢について事務局から説明した後、今後の懇談会の進め方、検討に当たって留意すべき事項を自由討議。

現地調査 (1 0 月) 関東管内 (群馬、栃木、千葉)、九州管内 (宮崎、鹿児島) の養豚主産地を中心に現地調査及び現地懇談会を実施。

第 2 回 (1 0 月 2 1 日) 需要の見通し及び国産豚肉の消費拡大について参考人 (スーパーマーケット) から意見を聴取した後、需要の見通し、国内生産の見通し、流通の合理化、国産豚肉の消費拡大について自由討議。

第 3 回 (1 1 月 1 9 日) 担い手の確保、消費者ニーズ・ユーザーニーズへの対応、未利用資源の有効利用について自由討議。

第 4 回 (1 2 月 1 0 日) 生産性の向上、排せつ物の適切な処理・利用等について自由討議。

第 5 回 (1 月 2 8 日) 第 1 ～ 4 回までの意見聴取、現地調査での意見交換、懇談会での意見等を踏まえて論点整理。

第 6 回 (3 月 2 3 日) 報告書のとりまとめを検討

(参考 6)

委 員 名 簿

(五十音順、敬称略)

青木 隆夫 (株式会社埼玉種畜牧場楽農部長)

新井 肇 (東京農業大学生物企業情報学科教授)

座長 板井 康明 ((社) 家畜改良事業団専務理事)

伊藤 亘 (全国食肉事業協同組合連合会専務理事)

志澤 勝 ((社) 全国養豚協会理事、全国養豚経営者会議会長)

庄司 元昭 (日本ハム株式会社常務取締役)

富田 映子 (消費科学連合会企画委員)

中津 莊一 (全農ミート株式会社常務取締役)

二瓶 勉 (日本生活協同組合連合会商品本部特別商品グループ担当
部長)

堀尾 守 (三菱商事株式会社飼料畜産部長)

本多 勝男 ((財) 畜産環境整備機構審議役)

吉田小夜子 ((社) 日本種豚登録協会副会長)